

# ビジネス・アカウントカード特約

## 第1条(会員規約の適用)

- 1.本特約で特に定義されていない用語は、その他特約の定めがない限りダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」という)の語句の用語の意味と同様とします。
- 2.本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとし、会員規約上の「カード」をビジネス・アカウントカード(以下「BAカード」という)と読み替えるものとします。

## 第2条(BAカード)

- 1.BAカードとは、会員規約に基づき三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が会員に貸与するクレジットカード(以下「個人カード」という)に付随して、会員本人のビジネスに関連した支払を目的として当社が発行し、会員に貸与するクレジットカードをいいます。なお、BAカードによる販売用商品の購入や仕入れ代金の支払等商行為にあたる等、当社が適当でないとは判断したときは、当該BAカードの利用を断ることができるものとします。
- 2.会員がBAカードの貸与を受けようとするときは、当社が定める方法で申し込むものとし、当社がこれを適格と認めた場合にBAカードを発行し、貸与します。

## 第3条(有効期間およびカード手数料)

- 1.BAカードの有効期間は、個人カードとは別にBAカード固有の設定とし、BAカードの表面に記載します。
- 2.会員は、新たにBAカードの貸与を受けた場合、所定のBAカード年間手数料(以下「年間手数料」という)を当社に支払うものとし、以降は1年単位で年間手数料を当社に支払うものとします。
- 3.会員がBAカードを退会する場合、個人カードを退会する場合もしくは規約等の定めにより会員資格が取り消された場合等、その他理由の如何を問わず、支払い済の年間手数料は原則会員に返還しないものとします。

## 第4条(キャッシングサービス・カードローンの適用除外)

BAカードでキャッシングサービス・カードローンを利用することはできないものとします。

## 第5条(代金の支払)

- 1.会員は、BAカードによる商品の購入代金、サービスの利用代金、通信販売の利用代金など、会員が本特約に基づき当社に対して負担する一切の債務(以下「約定請求債務」という)について口座振替等の方法により支払うものとします。
- 2.会員は、BAカードの支払口座を、個人カードの支払口座とは別に指定することができるものとします。法人名義の口座を支払口座として指定する場合、会員は、当社が指定する方法により当該法人において適切な社内承認を得るものとし、当社が必要と判断し当該社内承認を証明する書類の提出を求めた場合は遅滞なくこれに応じるものとします。また、当社において会員の指定した支払口座が不適当であると判断し、その旨を会員に通知した場合は、会員は当社が適当と認める他の支払口座を指定するものとします。
- 3.当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の約定請求債務を、支払日までにご利用代金明細書として、会員の届出住所に郵送その他当社所定の方法により通知します。
- 4.会員は、前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申立をしなかった場合、ご利用代金明細書の内容について支払いを承諾したものとみなします。この場合、ご利用代金明細書に記載されたいかなる代金についても支払い免除または返還の対象となりません。
- 5.会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6ヶ月以内のものに限ります。また、この場合会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。
- 6.BAカードでは、リボルビング払い・ボーナス一括払いを利用することはできないものとします。

## 第6条(ダイナースクラブ リワードポイント加算)

- 1.当社は、BAカードの利用代金については、当社が別に定める方法によりポイント換算(換算されたポイントを以下「ダイナースクラブ リワードポイント」といいます。)し、BAカードにダイナースクラブ リワードポイントを加算します。
- 2.航空会社との提携カード(ANAダイナースカードを除く)につきましては、従来どおり、個人カードと同一のマイル口座にマイルが積算されます。

## 第7条(BAカードの退会)

- 1.会員は、当社あて所定の退会届を提出し、かつBAカードを

- 返却することにより、いつでもBAカードの退会を申し出ることができます。
- 2.会員が、個人カードを退会した場合には、BAカードもカードを返却し、当然に退会となります。
- 3.本条第1項および前項の場合は、会員は、支払日にかかわらず、約定請求債務全額を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、通常の支払方法によるものとします。この場合、会員は、BAカード債務全額の支払いが終わったときに退会するものとします。

## 第8条(BAカードの利用・貸与の停止)

会員が個人カードもしくはBAカードにおいて、会員規約第13条(反社会的勢力との取引拒絶)および第15条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格の取消等)に該当した場合には、当社は、当然に個人カードに付随するBAカードおよびその付帯カードもしくはBAカードに付随される個人カードも同様の措置をとることができるものとします。

2019年7月1日改定

## ■ビジネス・アカウントカード年間手数料について

年間手数料	2,000円(税抜)
-------	------------